

中川町障害者活躍推進計画

機関名	中川町役場
任命権者	中川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
中川町役場における障害者雇用に関する課題	中川町役場については、職員総数が53人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。平成30年4月からの法定雇用率引き上げに伴い、1名を雇用する義務が生じたが、令和元年度については未達成となっている。今後は雇用義務達成のため、障害者である職員の活躍のため更なる体制整備や各種取組が必要と考える。

【目標】

①採用に関する目標	【実雇用率】 令和7年6月1日時点： 2.5% (参考) 令和元年6月1日時点： 0.00% 評価方法：毎年任命状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	離職者を極力生じさせない。 評価方法：毎年任命状況通報の段階で、人事記録等で、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

【取組内容】

1 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進担当を総務課総務町政室とする。 人事担当部局と社会福祉・健康管理担当部局との連携体制を強化し、職場内の理解を深め、支援体制を整備する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 職務環境 ・基礎的環境整備として、必要に応じて障害者の要望を踏まえながら、就労支援等の環境整備を検討する。 ・新規に採用した障害者については、定期的な面談などにより必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ・なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえ、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。

	<p>(2) 募集・採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した選考方法及び職務選定を行い、積極的な採用に努める。 ・募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 2 「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 3 特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。 <p>(3) その他人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて随時、面談を実施し、状況把握・体調配慮を行い適切な管理に努めるとともに、必要な措置を講じる。 ・障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置等を行う。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。